(表 面)											
障害児福祉手当(福祉手当)認定診断書(肢体不自由用)											
(ふ り が な) ①氏 名			男・女	②生:	年 月	日	平成令和	年	月		日
③ 住 所	Î					こなっ					
⑤ 傷病の原因又は誘因	先天性 後天性 (疾病・ の他)	後天性(疾病・不慮災・労災・そ				生日	平成令和	年	月		Ħ
⑦ ④のため初めて医師の診 断を受けた日	平成令和	年 月	目	8 将来	再認定の)要	有	(年後)	•	無
9	現							症			
左右 欠損部分 図知覚脱失部分 図知覚鈍麻部分 三知覚異常部分 その他の障害の部分 (注) 褥瘡瘢痕も記入してください。											
2 四肢周径 (cm)	**!		3 四肢長 (cm)								
上腕中央部	前腕最大部	大腿中央	·部	下腿最大	部			上肢長	下	肢長	
右							右				
左							左				_
4 神経学的所見 (1) 知覚障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											

- (3) 障害の起因部位 (該当するものを○で囲んでください。) 脳性 脊髄性 末梢神経性 筋性 その他
- (4) 諸反射検査

	上肢腱反射	下肢腱反射	バビンスキー反射	その他の病的反射
右				
左				

(5) ぼうこう・直腸麻痺………有 無

5	体幹・国	四肢関節可重	助域												
	部位	運動の 方 向	可 動 域 右 左								運動の	可 動 域			
				i ————————————————————————————————————	自動	左 1 ~~	1動		部	位	方向	自動	他動		
	肩関節		□ <i>39</i> 3	1039		10	2393		頸	部				1	
	肘関節								巩	дβ				4	
	前 腕								胸腹	要部					
	手関節													_	
	股関節								6 そ	の他					
	膝関節														
	足関節				_										
	ひとりでできる場合○														
10		生活動作の障 けること。)	章害程度 (補	装具等を使	用しない状態	態で	記号								
	11/2	,						V	ひとりでは全くできない場合×						
1	つまむ	(新聞紙が度	ぶ引き抜けな	い程	······ -	右 <u></u> 左_		ズズ	ボンの着	脱	(どのよう でもよい	な姿勢)			
2	握る	丸めた週刊 けない程度	、 誌が引き抜)	Т	右左	13	靴门	「をはく		どのような でもよい	姿勢		_	
3	タオルを	を絞る(水を	・ ときれる程度	<u>:</u>)	両手		-		1	- 支えフ	、 なしで正坐・	・横すわ	٦		
4 5	顔を洗りひもを約						14	すれ	つる 🔫	り・る (この る)	なしで正坐 あぐら・脚れ のような姿勢	なげ出し ぬを持続す		_	
6		き事をする				右	15	こし	しかける		可能 背	もたれ	_ 要・不要	要	
						左 <u>—</u> 右	_		くおじぎ		-不能 				
7	さじで1	食事をする				左	•		ら上る	Ţ		持	一 要・不要	要	
8	握力					右 左 	18	歩く	((室内)		不能				
9	用便 一	- 小便 (/ ズボンの ところに)前のボタン :手をやる	(D)	_	19	階段	没をのぼ	る	一工作	手すり	— 要・不勢		
10 11		— 大便 (シャツを着る ひボタンの』	臀のところ! 3脱ぐ	こ手をやる) 		_	20	階段	没をおり	る	一 可能 不能	手すり	一 要・不勢	要	
11)	備	考					ļ								
	上記の	とおり診断	します。												
	令	和 年	月	日											
		病院又に	は診療所の名	称											
		所	在	地											
			診療担当科名	, -1				医師.	氏名						

[◎] 裏面の注意をよく読んでから記入してください。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。

[◎] 字は楷書ではっきりと書いてください。

注意

- 1 この診断書は、障害児福祉手当(福祉手当)の受給資格を認定するための資料の一つです。 この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点があり ますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けてそれに記入してください。
- ②の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- 4 ⑨の欄は、次によつてください。
 - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
 - (2) 「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで、下肢長については、腸骨前上棘より内果までの距離を測つてください。
 - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを○で囲んでください。
 - (4) 5の「体幹・四肢関節可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、運動の方向別に解剖学的肢位を0°(前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。)とした測定方法(昭和49年6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法)により測定した最大可動域を記入してください。
- 5 6の「その他」には、現疾患にかかわる変形や筋力の減弱等日常生活動作に直接関連を有する症状について記入してください。
- 6 ⑩の欄の日常生活動作については、それぞれの状態に応じて○・△・×を記入してください。 なお、15、17、19及び20の動作については、該当するものを○で囲んでください。